

## 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書等の 提出に関する注意点について

日頃より中野区介護保険の給付に関し、ご協力いただきありがとうございます。

地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者の皆様には、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書を被保険者様より代行し、提出いただいておりますが、記載内容については下記の注意点を参照いただけますと幸いです。

### 記

#### 1. 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の届出区分

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の届出区分には、「新規」と「変更」があります。いずれかの区分に○を付けていただき、提出をお願いいたします。

なお、各区分については表－1を参照してください。

表－1 区分の内容

区 分	内 容
新 規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めて居宅（介護予防）サービスを使うとき</li> <li>・ 要介護⇒要支援、要支援⇒要介護に介護認定が変更されたとき</li> <li>・ 他区市町村から転入したとき</li> <li>・ 施設から退所して居宅（介護予防）サービスを使うとき</li> <li>・ 契約先の支援事業所を変更したとき</li> </ul>
変 更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防支援の委託先事業所を変更したとき</li> <li>・ 予防支援が包括直営⇒委託、委託⇒包括直営に変更したとき</li> <li>▽介護保険事業所番号の変更があったとき</li> <li>▽事業所名や所在地の変更は計画作成依頼届出書としては不要ですが、事業者情報管理としては必要なので、まずは電話等でご連絡ください。</li> </ul>

(注1) 上記▽については、ご利用者の数が多い場合は一覧表での提出でかまいません。

(注2) 区分変更申請や更新申請時には、居宅介護支援事業者の変更がなければ届出の必要はありません。

(2ページ目へ続く)

## 2. 適用開始年月日（ケアプラン作成開始年月日）

適用開始年月日は、ケアプランを作成しサービスを開始した年月日です。この年月日は、国保連へ報告していますので、記載いただいた月以降の居宅介護計画費（介護予防計画費）が請求できます。

なお、この開始月より契約月が早い場合に契約年月日を記載すると、変更前の支援事業所やサービス事業所の請求がエラーになりますのでご注意ください。

また、初めて要介護等の認定を受けたときの届出に際して記入する開始年月日は、認定有効期間開始年月日以降の日付にしないとエラーになりますのでご注意ください。

## 3. 介護予防・日常生活支援総合事業サービスに係る暫定ケアプランについて

要支援・要介護認定の決定前に暫定でサービスを提供する際は、要支援または要介護となる可能性を視野に入れて、事前に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携する等十分な対応をお願いいたします。

認定結果が要支援1または要支援2だった場合のケアプランは、地域包括支援センターで作成となりますが、連携不足等により、地域包括支援センターが作成できないと自己作成扱いとなる場合があります。しかし、自己作成扱いでは国保連を通した介護予防・日常生活支援総合事業サービスの請求ができません。総合事業サービスの利用には地域包括支援センター窓口での相談が不可欠だからです。

また、総合事業サービスと保険給付サービスの並行利用は、場合によっては自己負担が発生する等、ご利用者にとって不利益が生じることがありますので、十分ご注意ください。